平成２７年（フ）第３６号
鹿児島県奄美市笠利町大字喜瀬3667番地１
債務者　會田　真紀
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第５４号
鹿児島県大島郡喜界町大字志戸桶706番地
債務者　森山　利充
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第４６号
鹿児島県出水市向江町35番48号
債務者　内木場千恵子
１　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
鹿児島県出水郡長島町下山門野896番地３
債務者　山口　保太
１　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
鹿児島県肝属郡肝付町新富1016番地４
債務者　角野　美穂
１　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅Ａ17－３、前住所青森県八戸市日計１丁目５番Ｂ１－26号　市営Ｂ１－２－６
債務者　榎本　一貴
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
青森県八戸市大字売市字小待37番地３　吉田アパート３号
債務者　菅原　彰一
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
青森県八戸市柏崎１丁目６番42号　ハウス柏崎101号、前住所青森県八戸市長者４丁目２番26号　市営住宅28
債務者　工藤　豊子
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
青森県八戸市大字糠塚字長久保１番地２　あらき荘
債務者　伊藤　性子
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱57番地９
債務者　大森　菊代（旧姓長内）
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１２号
福島県南相馬市鹿島区寺内字権現沢160番地寺内権現沢応急仮設住宅Ｂ２－４、旧住所福島市松川町美郷３丁目32番地の３
債務者　遠藤　梨那
１　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第１１号
埼玉県秩父郡小鹿野町長留1472番地７、旧住所東京都渋谷区本町４－25－８　アーバンプレイス渋谷本町206号室
債務者　坊野　琴美
１　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
山梨県甲府市大里町3730番地　ドリームタウン大里208、前住所山梨県甲斐市篠原1911番地　清水住宅２号
債務者　松永　伸二
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
山梨県甲府市下河原町３番21－420号
債務者　本田　至子
１　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
三重県津市森町2134番地　森団地85号
債務者　坂倉　龍一
１　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８６号
三重県四日市市伊坂台３丁目22番地　コーポパーシモンⅡ－103、前住所三重県四日市市大字松本1174番地27　ロイヤルタウン松本
債務者　八尋　紀子
１　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係